

中高生向け「ヤングケアラーハンドブック」を配布します

1. 目的

ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法が改正され「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義され、各種支援に努めるべき対象とされました。ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。

また、こども自身やその保護者がヤングケアラーであるということ認識していないケースもあります。

そのため、こども自身がヤングケアラーについて理解するとともに、気軽に相談でき、つながることを目的に、本市として初めて、中高生向け「ヤングケアラーハンドブック」を作成し、配布します。

このハンドブックは、中高生が携行しやすいように、手のひらサイズとしました。



2. ハンドブックの主な内容

- ・ヤングケアラーについての理解
- ・ヤングケアラーが直面する問題
- ・ヤングケアラー当事者の声
- ・相談窓口
(LINE 相談・電話相談)
- ・チェックリスト 等



3. 配布先および配布数

単位：部

大分市立中学校、義務教育学校後期課程、県立中学校、国立中学校、私立中学校	14,000
県立高等学校、国立高等専門学校、私立高等学校	12,000
計	26,000

4. 配布日

中高生へは、市教育委員会及び各学校を通じて10月初旬に配布予定です。あわせて、保護者に向けても、配信アプリ「すぐる」等を活用し、ヤングケアラーの周知を行います。